

小監公告第3号
令和4年2月7日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 安 藤 良 子

記

1. 監査対象

施設名： 各学童保育館32館（※）
指定管理者： 社会福祉法人栗の実
特定非営利活動法人小山市学童保育の会
小山第一小学童保育クラブ
小山城東小学童保育クラブ
小山城東小第二学童保育クラブ
小山城東小第三学童保育クラブ
特定非営利活動法人三楽
大谷東小第二学童保育クラブ
大谷東小第三学童保育クラブ
大谷北小学童保育クラブ
大谷北小第二学童保育クラブ
羽川小学童クラブ
羽川西小学童クラブ
所 管 課： 保健福祉部 こども課

2. 監査期日

令和3年12月21日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査した。また、社会福祉法人栗の実に関して監査委員による質疑を通して関係職員からの説明の聴取を行い、事務の執行状況、経理事務の自己点検及び東城南小学童保育館の管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

(※) 学童保育館の32館については以下のとおり

小山第一小学童保育館・小山第一小第二学童保育館・小山第二小学童保育館・
小山第三小学童保育館・小山城南小学童保育館・小山城南小第二学童保育館・
小山城北小学童保育館・小山城北小第二学童保育館・若木小学童保育館・
若木小第二学童保育館・小山城東小学童保育館・小山城東小第二学童保育館・
小山城東小第三学童保育館・大谷東小学童保育館・大谷東小第二学童保育館・
大谷東小第三学童保育館・大谷北小学童保育館・大谷北小第二学童保育館・
間々田小学童保育館・間々田小第二学童保育館・間々田小第三学童保育館・
間々田小第四学童保育館・乙女小学童保育館・乙女小第二学童保育館・
間々田東小学童保育館・間々田東小第二学童保育館・間々田東小第三学童
保育館・間々田東小第四学童保育館・羽川小学童保育館・羽川西小学童
保育館・絹義務教育学校学童保育館・東城南小学童保育館